

**●1月～3月は市税の「滞納整理強化期間」**  
市民生活を支えるあなたの市税は、納税の公平性と市税収入

**●無料法律相談**  
法律に関する相談に弁護士がお答えします。  
日時 毎週水曜日 13時半～16時(受付は15時半まで)  
場所 区役所1階特別相談室  
定員 先着7人  
費用 先着から整理券配布  
①「まちづくりの推進課」(☎812・2426)

**区役所**  
くやくしょ  
〒604・8508  
中西堀川通御池下る  
☎812・0061  
FAX 812・0408

**お知らせ**  
コーナー  
☎ = 申込み  
☎ = 問合せ  
※時間は24時間制の表記です  
中京区役所ホームページ  
http://www.city.kyoto.lg.jp/nakagyō/  
区役所にお越しの際は公共交通機関をご利用ください

国民健康保険など医療保険に加入中の40歳～64歳までは、介護保険第2号被保険者となります。介護保険第2号被保険者がおられる世帯の国民健康保険料は、医療分保険料、後期高齢者支援分保険料に介護分保険料を加えた金額となります。しかし、介護保険適用外施設に入所の方は、介護保険の被保険者とならないので、入所中は介護分保険料がかかりません。

**●介護保険適用外施設に入所又は退所された方へ**  
国民健康保険など医療保険に加入中の40歳～64歳までは、介護保険第2号被保険者となります。介護保険第2号被保険者がおられる世帯の国民健康保険料は、医療分保険料、後期高齢者支援分保険料に介護分保険料を加えた金額となります。しかし、介護保険適用外施設に入所の方は、介護保険の被保険者とならないので、入所中は介護分保険料がかかりません。

**●「上手にとりたい栄養バランス」**  
独り暮らしや時間がなくて食事を外食や単品ですませがちなら、一緒にバランスよくおいしく食べるコツを考えましょう。

**中央図書館**  
ちゅうおうとしょかん  
〒604・8401  
中丸太町通七本松西入  
☎802・3133  
FAX 812・5816

**●お弁当お助け講座**  
4月からお弁当作りを始める方や毎日のお弁当に困っている方、お待ちしています。栄養バランスを考えておいしいお弁当を作りましょう。

**●赤ちゃん絵本の会おひざにたこ**  
赤ちゃん絵本の読み聞かせと手あそび  
日時 1月21日(木) 11時～11時30分  
1月18日(木) 11時～11時30分  
2月13日(土) 14時半～15時半

**京都芸術センター**  
きょうとげいじつせんたー  
〒604・8156  
中室町通錦雲師下る  
☎213・1000  
FAX 213・1004  
E-mail: info@acc.or.jp

**●おたのしみ会**  
絵本の読み聞かせと紙芝居  
日時 1月23日(土) 14時半～15時半  
2月13日(土) 14時半

**●おたのしみ会**  
絵本の読み聞かせと紙芝居  
日時 1月23日(土) 14時半～15時半  
2月13日(土) 14時半

**中京青少年活動センター**  
なかくやせうねんどうかつどうせんたー  
〒604・8147  
中東洞院通六角下る  
☎231・0640  
FAX 231・1231

**●おたのしみ会**  
絵本の読み聞かせと紙芝居  
日時 1月23日(土) 14時半～15時半  
2月13日(土) 14時半

**●おたのしみ会**  
絵本の読み聞かせと紙芝居  
日時 1月23日(土) 14時半～15時半  
2月13日(土) 14時半

**中京青少年活動センター**  
なかくやせうねんどうかつどうせんたー  
〒604・8147  
中東洞院通六角下る  
☎231・0640  
FAX 231・1231

**●おたのしみ会**  
絵本の読み聞かせと紙芝居  
日時 1月23日(土) 14時半～15時半  
2月13日(土) 14時半

**●おたのしみ会**  
絵本の読み聞かせと紙芝居  
日時 1月23日(土) 14時半～15時半  
2月13日(土) 14時半

**中京区民ごみ減量Ecoパスツアー**  
無料  
ごみの行方を探検しよう! 参加者募集  
私たちの生活と切っても切り離せないごみ。暮らしに身近なごみ問題を見つめ直し、ごみ出しマナーやごみ減量に取り組むきっかけとして、ごみ処理施設の見学会を開催します。  
日時 2月24日(水) 午前10時～12時30分  
集合 JR二条駅西口※見学施設へはバスで送迎  
見学先 北部クリーンセンター、北部資源リサイクルセンター  
対象・定員 区内在住の小学生以上の方、先着30人  
申込み 1月15日(金)から「京都いつでもコール(☎661-3755、詳細は4面右下に記載)」で受付け  
問合せ 中京まち美化事務所 (☎802-3270)

**学びとふれあいのための事業**  
対象 申込みされた講座の開催日すべてに参加できる方  
申込み期限 1月29日(金) 電話申込み可  
申込み・問合せ 壬生コミュニティセンター (☎802-1301)

講座・教室	開催日	時間	定員	費用
① 落款印体験教室1 (全2回)	2月4日(木)・8日(月)	午後1時～3時	各15人	各500円
② 落款印体験教室2 (全2回)	2月18日(木)・22日(月)	午後1時～3時	各15人	各500円

\*①②とも壬生コミュニティセンター2階学習室で開催します。  
\*会場に駐車場はありません。  
\*応募者多数の場合は抽選です。

**くたくしゅの税**  
Q&A  
33

**●国保 後期 高額療養費特別支給金の申請について**  
75歳になられた方で、その誕生日に誕生日前の医療保険(国保・社保)と誕生日後の長寿医療制度の2つの制度に加入されていた場合、それぞれの制度で一定額を超えて医療費をお支払いされていた際に、他の月に比べて世帯としての負担が増加することがあります。  
平成21年1月以降は、誕生日のそれぞれ別の制度における自己負担限度額を平準化する措置が講じられ、負担が増加することはなくなりましたが、このたび、平成20年4月から12月までの間に75歳になられた方につきましても、同様に増加した負担を軽減するため、高額療養費特別支給金を支給することになりました。  
該当する方には申請書を送付しておりますので、平成22年2月1日まで(区役所・支所保険年金課へ申請してください)。なお、ご不明な点がありましたら、区役所・支所保険年金課へご相談ください。  
☎812・25005

**●「上手にとりたい栄養バランス」**  
独り暮らしや時間がなくて食事を外食や単品ですませがちなら、一緒にバランスよくおいしく食べるコツを考えましょう。

**中京区 点字入門講座**  
座・視覚障がい者への支援を学ぼう  
点字の読み書きを習得するとともに、視覚障がい者のくらしや、ボランティアとしての関わり方などを勉強します。現役ボランティアの方々から学ぶため、具体的・実践的な研修です。  
日時 2月4日・18日・25日  
3月4日(いずれも木曜日)  
問合せ 固定資産課 (☎812・2456)

**●お弁当お助け講座**  
4月からお弁当作りを始める方や毎日のお弁当に困っている方、お待ちしています。栄養バランスを考えておいしいお弁当を作りましょう。  
日時 2月19日(金) 10時半～13時  
対象・定員 区内在住で18歳以上の男女25人(先着順)  
場所 中京保健所(区役所2階)  
費用 500円(材料費)  
持ち物 エプロン、三角巾、手ぶきタオル  
☎812・25094

**●おたのしみ会**  
絵本の読み聞かせと紙芝居  
日時 1月21日(木) 11時～11時30分  
1月18日(木) 11時～11時30分  
2月13日(土) 14時半～15時半

**市・府民税、所得税の申告はお早めに** <申告期間>2月16日(火)～3月15日(月)(土・日は除く)

**■市・府民税の申告は区役所へ**  
対象 平成22年1月1日現在、市内在住で21年中の所得金額が、市・府民税の基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の合計額を超える方。  
ただし、次の方は、通常、申告の必要はありません。  
①平成21年分の所得税の確定申告をした方  
②平成21年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方  
なお、前年に申告された方には、1月中旬に申告書を送付します。  
**■住民税の住宅ローン控除の申告が原則不要になりました**  
対象 平成11年から平成18年までに入居された方及び平成21年から平成25年までに入居された方。(所得税の住宅ローン控除の適用を受けており、所得税から控除しきれなかった確定申告相談会場のご案内)

	開設日時	場所
広域申告センター	2月21日(日)・2月28日(日) (両日曜日に限り開設) 午前9時～午後5時	池坊短期大学 美心館 地蔵アッセンブリホール ・地下鉄四条駅・阪急烏丸駅26番出口徒歩2分 ・市バス四条丸太バス停前
公的年金受給者・住宅借入金特別控除の申告会場	2月2日(火)～2月5日(金) 午前9時30分～正午 午後1時～4時	中京区役所4階大会議室
地区申告会場	3月1日(月)～3月4日(木) 午前9時30分～正午 午後1時～4時	中京納税協会
	2月24日(水) 2月25日(木) 2月26日(金)	京都信用金庫 壬生支店 京都信用金庫 円町支店 京都信用金庫 朱雀支店

**e-Taxをご利用ください**  
e-Tax(国税電子申告・納税システム)では、自宅や事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出などができます。  
①ホームページから電子申告 ②最高5,000円の税額控除(1回限り)  
③添付書類が提出省略 ④還付金がスピーディー  
⑤24時間いつでも利用可能(所得税の確定申告期間中)  
詳しくは、e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp をご覧ください。  
問合せ 市民税課 (☎812-2442) 中京税務署 (☎241-2181)

**中京区質量計(はかり)定期検査**  
正確な計量が行われ、公正な取引が確保されるよう、取引・証明に使用される質量計(はかり)は、2年に1回、定期検査を受けなければなりません。  
左記の日程でひょう量50kg以下の質量計の検査を行いますので受検していただくようお願いいたします。  
\*家庭用のヘルスメーター、キッチンスケール等は対象外  
問合せ 計量検査所 (☎801・1731)

1月	2月
25日(月) 御所南小学校	9日(火) 洛中小学校
26日(火) 朱雀第二小学校	10日(水) 朱雀第一小学校
27日(水) 朱雀中学校	12日(金) 国際マンガミュージアム
28日(木) 朱雀第八小学校	15日(月) 高倉小学校
1日(月) 元生祥小学校	16日(火) 朱雀第七小学校
2日(火) 元生祥小学校	18日(木) 朱雀第六小学校
3日(水) 朱雀第三小学校	
4日(木) 朱雀第四小学校	
8日(月) 中京区役所	

時間 午前10時～午後2時30分

**確定申告する前に!**  
もう一度チェックしてください  
～子ども医療費～  
子ども医療では、3歳から小学校就学前までの方の外来医療費について、医療機関等の窓口で支払った医療保険の自己負担額が、1か月3千円を超えた場合(複数の医療機関で合算可。平成19年8月末までの医療費については、1か月8千円を超えた場合)、超えた額を払い戻します。手続きには領収書の原本が必要ですので、このため先に確定申告の医療費控除手続きに領収書を添付すると、子ども医療費の払い戻しができなくなります。また、子ども医療費の払い戻し分を医療費控除に含めると、修正申告が必要な場合がありますので、確定申告をされる方は、子ども医療費の支給に該当しないか確認をお願いします。  
**■払い戻し手続きに必要なもの**  
①領収書(患者名、保険診療点数、受診日、医療機関名の明記されたもの)  
②お子さんの名前の記載された健康保険証  
③子ども医療費受給者証(すでに交付されている方のみ)  
④預金通帳など振込口座番号のわかるもの  
※その他、印鑑や保険者からの医療費支給証明書が必要な場合があります。  
0歳から小学校6年までの方の入院と3歳未満の方の外来については、「子ども医療費受給者証」と健康保険証を医療機関などの窓口に表示すると、1か月1医療機関につき、200円で受診できます。受給者証の交付申請には、お子さんの名前が載った健康保険証をご持参ください。  
問合せ 福祉介護課 (☎812-2534)

**毎日使う水のために**  
受水槽の「法定検査」はお済みですか?  
「簡易専用水道」といって、日常の清掃・点検と厚生労働大臣登録機関による年1回以上の「法定検査」(管理状況の確認検査)を受けることが法律で義務付けられています。大切な飲料水を衛生的に保つためにも必ず「法定検査」を受けましょう。なお、厚生労働大臣登録機関の連絡先等については、厚生労働省のホームページまたは保健所にお問合せください。  
また、受水槽の有効容量が10m以下のものについても、日常の点検・清掃はもちろんのこと、管理状況の確認検査も受けていただくことをお勧めします。  
問合せ 衛生課 (☎812・26666)

**安心安全でつながる地域のきずな**  
その36  
「地域の安心安全ネットワーク」形成事業」の取組をご紹介します。今回は城巽自治連合会(城巽学区)です。  
城巽自治連合会では、子ども・下校時の見守り活動や防災訓練など幅広い分野で安心安全の取組を進めています。これまで、小学生の保護者による見守り活動である「お帰りの当番」を行っていましたが、子どもの安全だけでなく、女性、お年寄り、防災、防犯など地域全体の安全を見守ることを目的に学区の各団体会や各町内からメンバーを集め、城巽安全見守り隊を発足し、8月24日には出発式が行われました。  
日々の活動としては、約50名のメンバーが曜日ごとに1チームを組んで、御所南小学校と高倉小学校の下校時に見守り活動を行っています。今後も地域の安心安全のための取組を行い、安心で安全な城巽のまちづくりを目指します。  
また、地域だけでなく、御所南小学校、高倉小学校、五条警察署と連携した取組が行われています。  
日々の活動としては、約50名のメンバーが曜日ごとに1チームを組んで、御所南小学校と高倉小学校の下校時に見守り活動を行っています。今後も地域の安心安全のための取組を行い、安心で安全な城巽のまちづくりを目指します。